

定 款

一般社団法人つなぎ

一般社団法人つなぎ 定款

第1章 総則

【名称】

第1条 当法人は、一般社団法人つなぎと称し、英文では Tsunagi General incorporated association と表示する。

【主たる事務所】

第2条 当法人は、主たる事務所を山口県山陽小野田市に置く。

【目的】

第3条 当法人は、福祉を通じて、地域・社会福祉の増進と充実をさせることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 障害福祉に関する業務
2. 児童福祉に関する業務
3. 社会福祉に関する業務
4. その他、福祉に関する業務
5. 前号各号に付帯又は関連する事業

【広告の方法】

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

【入社】

第5条 当法人に目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

【経費等の負担】

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

【退社】

第7条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

【除名】

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

【社員の資格喪失】

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

【構成】

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

【権限】

第11条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事及び社員（常勤）の報酬の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定める事項

【開催】

第12条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要

がある場合に開催する。

【招集】

第13条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

【決議の方法】

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

【議決権】

第15条 社員は、各1個の議決権を有する。

【議長】

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

【議事録】

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

【役員】

第18条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上5名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

【選任】

第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

【任期】

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の集結までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。

【職務及び権限】

第21条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当該法人を代表し、その業務を統括する。

【解任】

第22条 理事は社員総会の決議によって解任することができる。

【報酬】

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

【取引の制限】

第24条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他その理事以外のものとの間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を社員総会に報告しなければならない。

第5章 計 算

【事業年度】

第25条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

【事業計画及び収支予算】

第26条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎年度開始日前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

【事業報告及び決算】

第27条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を

作成し、定時社員総会に提出し、第1号及び2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

2 前項の書類を主たる事務所に備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般閲覧に供するものとする。

【剰余金の不配分】

第28条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 定款の変更、解散及び清算

【定款変更】

第29条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

【解散】

第30条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

【残余財産の帰属】

第31条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総数の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附 則

【最初の事業年度】

第32条 当法人の最初の事業年度は、法人設立の日から平成28年3月31日までとする。

【設立時の役員】

第33条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は次のとおりとする。

山口県山口市秋穂東 5483 番地 1
設立時理事 津野 康司

山口県山口市秋穂東 5483 番地 1
設立時代表理事 津野 康司

【設立時社員の氏名及び住所】

第 3 4 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

山口県山口市秋穂東 5483 番地 1
設立時社員 津野 康司

山口県美祢市西厚保町本郷 1557 番地 1
設立時社員 河村 昇治

山口県秋穂東 6798 番地 11
設立時社員 平田 穰

山口県美祢市大嶺町東分来福台 5 丁目 1 番地 1 (県営住宅 6 棟 201 号)
設立時社員 秋永 啓太

【法令の準拠】

第 3 5 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他関係法令に従う。
以上 一般社団法人つなぎを設立するため、設立時社員が本定款を作成し、これに記名押
印をする。

平成 2 8 年 1 月 1 0 日

設立時社員 津野 康司

設立時社員 河村 昇治

設立時社員 平田 穰

設立時社員 秋永 啓太